

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	二六〇
	福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則	二六〇
	福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則	二六九
告示	計量器の定期検査を実施する件	二五九
	大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二五九
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件	二五三
	土地改良区の定款の変更を認可した件	二五四
	公金の収納の事務を委託した件	二五五
	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	二五五
	道路の区域を変更する件	二五六
	道路の供用を開始する件	二五六
	土砂災害警戒区域の変更を解除する件	二九六
	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	二九六
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	二九七
公告	落札者を決定した件	二九八
	随意契約の相手方を決定した件三件	二九八
	調理師試験を実施する件	二九九
	製菓衛生師試験を実施する件	二九九
	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三〇〇
	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三〇〇
	土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件	三〇二
	福島県教育委員会教育長	
	公金の徴収の事務を委託した件	三〇三
	福島県採用委員会	
	土地収用法により土地の使用について裁決手続の開始を決定した件	三〇三

## 規 則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則、福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則及び福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第五十一号

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年福島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

- ア 第七十五条第一項の規定による届出
- イ 第七十五条第二項の規定による届出
- ウ 第八十二条第一項の規定による届出
- エ 第八十二条第二項の規定による届出
- オ 第九十一条の規定による辞退
- カ 第九十九条第一項の規定による届出(変更に係るものを除く。)
- キ 第九十九条第二項の規定による届出
- ク 第一百十三条の規定による辞退
- ケ 第一百五十五条の五の規定による届出

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(情報システム課)

### 福島県規則第五十二号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則(平成十二年福島県規則第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

### (指定等の申請)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十条第一項、第七十九条第一項、第八十六条第一項、第一百七十七条第一項及び第一百五十五条の二第一項の指定の申請並びに法第九十四条第一項の許可の申請は、指定(許可)申請書(様式第一号)により行うものとする。

(指定を不要とする旨の申出)



管理指導	
------	--

薬 剂 師	歯科衛生士等	管 理 栄 養 士	医 師

歯 科 医 師	薬 剂 師	歯 科 衛 生 士 等	管 理 栄 養 士	保 健 師	看 護 師	准 看

護 師	
-----	--

に改める。

様式第二号中「第115条の10」や「第115条の11」に改める。  
 様式第三号中「第75条（第82条、第89条、第99条、第111条、第115条の5）」や「第75条第1項（第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条、第115条の5第1項）」に改める。  
 様式第四号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

再開届出書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所  
の所在地  
届出者 名 称  
代表者の氏名 ㊟  
(個人にあつては、住所及び氏名)

次のとおり事業を再開しましたので、介護保険法第75条第1項(第82条第1項、第99条第1項、第115条の5第1項)の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号									
事業を再開した事業所	名 称										
	所在地	(郵便番号	—	)							
	(電話番号		)								
届出に係るサービスの種類											
事業を再開した年月日	年 月 日										

備考

- 1 介護老人保健施設の届出の場合は、「届出に係るサービスの種類」の欄に記入する必要はありません。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

---

---



様式第九号中「第108条」を「第108条第1項」に改める。  
様式第十号中「(第8条の2関係)」を「(第9条関係)」に、「第115条の10」を  
「第115条の11」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

---

様式第11号（第10条関係）

業務管理体制整備（区分変更）届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 ふ り が な  
 事業者の名称又は氏名  
 ふ り が な  
 代表者の氏名

㊟

次のとおり業務管理体制の整備（業務管理体制の区分変更）をしましたので、介護保険法第115条の32第2項（第4項）の規定により届け出ます。

	事業者（法人）番号																	
法人の種別																		
事業者の主たる事務所の所在地	郵便番号（    —    ） 電話番号（                            ） FAX番号（                            ）																	
代表者の生年月日、住所及び職名	生年月日	年	月	日	職名													
	郵便番号（    —    ） 電話番号（                            ）																	
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	ふりがな氏名	-----					生年月日	年 月 日										
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																		
業務執行の状況の監査の方法の概要																		
区分変更	区分変更前行政機関名及び担当部（局）課名																	
	事業者（法人）番号																	
	区分変更の理由																	
	区分変更後行政機関名及び担当部（局）課名																	
	区分変更日	年 月 日																

備考

- 1 「事業者（法人）番号」の欄は、記入しないでください。
- 2 「業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」の欄は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数20以上の事業者、「業務執行の状況の監査の方法の概要」の欄は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数100以上の事業者である場合にのみ記載してください。また、必要に応じて概要のわかる資料を添付してください。
- 3 「区分変更」の欄は、区分変更の場合にのみ記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。



## 様式第12号 (第10条関係)

## 業務管理体制変更届

年 月 日

福島県知事

届出者 事業者の名称又は氏名  
代 表 者 の 氏 名

㊦

次のとおり業務管理体制を変更しましたので、介護保険法第115条の32第3項の規定により届け出ます。

		事業者 (法人) 番号																
変更 が あ っ た 事 項	1	事業者の名称又は氏名																
	2	事業者の主たる事務所の所在地																
	3	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名																
	4	法令遵守責任者の氏名又は生年月日																
	5	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																
	6	業務執行の状況の監査の方法の概要																
変更 の 内 容	変更前																	
	変更後																	

## 備考

- 「事業者 (法人) 番号」の欄は、記入しないでください。
- 「変更があった事項」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「変更のあった事項」の欄の1から3までに該当する場合は、その事実を証する書類を添付してください。ただし、介護サービス事業の指定に係る変更届と合わせてこの届を提出する場合は、事実を証する書類は、当該変更届に係るものと兼用しても差し支えありません。
- 「変更のあった事項」の欄の5及び6に該当する場合は、必要に応じて概要のわかる資料を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第九号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書及び様式第十号による指定（許可）更新申請書は、それぞれ改正後の福島県介護保険法施行細則様式第九号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書及び様式第十号による指定（許可）申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（高齢福祉課介護保険室）

## 福島県規則第五十三号

## 福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則

福島県薬事法施行細則（昭和三十七年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十一条及び第五百五十三条」を「第四百四十二条、第四百四十九条及び第五百五十九条」に改める。

第三条第一項中「（法第二十七条において準用する場合を含む。以下次項で同じ。）を」、「法第二十八条第三項ただし書又は法第三十五条第三項ただし書」に、「薬局管理者が当該薬局」を「薬局の管理者、店舗管理者又は営業所管理者（以下この条において「薬局の管理者等」という。）が当該薬局、店舗又は営業所」に、「薬局の」を「薬局、店舗又は営業所の」に、「本条中」を「この条において」に、「管理者兼務許可申請書」

「薬局の管理者

を 店舗管理者兼務許可申請書 に改め、「に副本一部を添え、これ」を削り、同条

「営業所管理者

第二項中「第七条第三項ただし書」の下に「法第二十八条第三項ただし書又は法第三

十五条第三項ただし書」を加え、「薬局管理者」を「薬局の管理者等」に改め、同条第

三項中「かかる薬局管理者」を「係る薬局の管理者等」に、「すみやかに、管理者兼務

「薬局の管理者

廃止届」を 速やかに、店舗管理者兼務廃止届 に改め、「に副本一部を添え、これ」

「営業所管理者

を削り、同条第四項中「の正本」を削る。

第五条から第八条までを削る。

第九条中「第九号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十条第一項中「第十号様式」を「第八号様式」に改め、同項第一号中「四センチメー

トル横三センチメートル」を「三・二センチメートル横二・四センチメートル」に改め、

同条を第六条とする。

第十一条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「第十一号様式」を「第九号様式」に改め、同条第二項中「これを知事に返納しなければ」を「配置従事者

身分証明書返納届（第十号様式）に発見した身分証明書を添え、知事に届け出なければ」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

3 配置従事者は、その配置販売に従事しなくなったときは、配置従事者身分証明書返納届に身分証明書を添え、知事に届け出なければならぬ。

第十二条中「第一百五十七条第一項」を「第一百五十一条第一項」に、「第一百五十七条第二項」を「第一百五十一条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十三条を削る。

第十四条中「第十三号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第九条とし、第十五条を第十条とする。

第十六条中「第十四号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十七条中「第十五号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十八条中「第十六号様式」を「第十四号様式」に、「第十七号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十九条第二項中「第十八号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十四条とし、第二十条を第十五条とし、第二十一条を削る。

第二号様式を次のように改める。

## 第2号様式 (第3条関係)

薬局の管理者  
 店舗管理者兼務許可申請書  
 営業所管理者

年 月 日

福島県知事

氏 名

下記により、その管理する業務所以外の場所で薬事に関する実務に従事することの許可を申請します。

記

氏 名	
住 所	
管理者の種類	薬局の管理者    店舗管理者    営業所管理者
管理する業務所の名称	
管理する業務所の所在地	
兼務する業務所の名称	
兼務する業務所の所在地	
兼務する業務の内容	
従事期間	
従事日数	
備 考	

備考

- 1 管理者の種類欄は、該当する管理者を○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第三号様式中 「第7条第3項ただし書」  
第27条で準用する同法第7条第3項ただし書

し書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書」

「第7条第3項た

兼ねる業務	名	称	
	所	在	地
業務の内容	業務の内容		

兼ねる業務	名	称	
	所	在	地
業務の内容	業務の内容		

に改める。

「薬局の管理者  
店舗管理者  
営業所管理者」  
「お届けします」を「届  
け出ます」に、住所を住所氏名に改め、「㊦」を削る。

第七号様式及び第八号様式を削る。

第九号様式中「(第9条関係)」を「(第5条関係)」に改め、「㊦」を削り、同様

式を第七号様式とする。

第十号様式中「(第10条関係)」を「(第6条関係)」に改め、「㊦」を削り、同様

式を第八号様式とする。

様式を第九号様式とする。  
第十二号様式中「(第13条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十三号様式中「(第14条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第十四号様式中「(第16条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第十五号様式中「(第17条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第十六号様式中「(第18条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第十七号様式中「(第18条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十八号様式中「(第19条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を第十六号様式とする。

附 則

1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

2 業事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第二条の規定により引き続き既存一般販売業者に係る業務を行うことができることとされた者が開設する店舗の管理者については、改正前の福島県業事法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第三条及び第二号様式から第四号様式までの規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則第二号様式による  
薬局  
一般販売業  
薬局の管  
理者兼務許可申請書は、改正後の福島県業事法施行細則第二号様式による店舗管  
理者  
理者兼務許可申請書とみなす。  
営業所管  
理者

4 この規定の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、  
所要の調整をして使用することができる。  
(薬 務 課)

告 示

福島県告示第三百五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期

検査を次のとおり実施する。  
平成二十一年五月一日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 佐藤 雄平

同 郡南会 津町	同 郡下郷	同 郡只見	南会津郡檜枝 岐村	検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
					非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二日 午後二時から 午後三時まで	檜枝岐村東雲館
						六月三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	只見地区センター
						同 午後一時三〇分から 午後三時まで	明和地区センター
						六月四日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	下郷ふれあいセンター
						六月九日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	南会津町館岩会館
						六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	南会津町伊南会館
						同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	南会津町南郷総合支所
						六月一日	御蔵入交流館

右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午前九時三〇分から 午後二時まで	福島県計量検定所
村	六月二日から七月一日まで(土曜日及び日曜日を除く。)	午前一〇時から 午後三時まで	

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二〇月二日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第三百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十一年五月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県農中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ田村 田村市船引町字源次郎百十八番地一ほか二十六筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社アクティブワン  
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄  
住所 白河市新白河四丁目六十番地
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(一) ヨークベニマル棟  
名称 株式会社ヨークベニマル

- (一) 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興  
住所 郡山市朝日二丁目十八番二号
- (二) サンキ棟  
名称 株式会社三貴  
代表者の氏名 代表取締役 八木下 眞司  
住所 千葉県柏市中央二番八号  
サンドラッグ棟
- (三) 名称 株式会社サンドラッグ  
代表者の氏名 代表取締役 才津 達郎  
住所 東京都府中市若松町一丁目三十八番一号  
地元館棟
- (四) 名称 株式会社アクティブワン  
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄  
住所 白河市新白河四丁目六十番地  
メガネ棟
- (五) 名称 株式会社トミタ  
代表者の氏名 代表取締役 富田 久稔  
住所 郡山市駅前二丁目十二番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十二年一月二十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五千九百九十一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三百九十台
- 2 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 百八十台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 三百四十七平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 三十七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) ヨークベニマル棟  
(1) 開店時刻 午前九時

- (2) 閉店時刻 午後十一時
  - (二) サンキ棟  
(1) 開店時刻 午前十時  
(2) 閉店時刻 午後九時
  - (三) サンドラッグ棟  
(1) 開店時刻 午前九時  
(2) 閉店時刻 午後十時
  - (四) 地元館棟  
(1) 開店時刻 午前十時  
(2) 閉店時刻 午後十時
  - (五) メガネ棟  
(1) 開店時刻 午前十時  
(2) 閉店時刻 午後九時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十一時三十分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 出入口二か所 出口一か所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(一) ヨークベニマル棟  
午前六時から午後九時まで  
サンキ棟  
午前九時から午後九時まで  
サンドラッグ棟  
午前六時から午後九時まで  
地元館棟  
午前六時から午前九時まで  
メガネ棟  
午前九時から午後五時まで
  - 七 届出年月日  
平成二十一年四月二十二日  
(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)
- 福島県告示第三百七号**  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に

備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコタウン会津若松 会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーズデンキ会津若松本店

(変更後) エコタウン会津若松

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社デンコードー

住所 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡一丁目七番十号

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

名称 株式会社エコプラス

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県名取市上余田字千刈田四百六十六番地

(変更後) 名称 株式会社エコプラス

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県名取市上余田字千刈田四百六十六番地

三 変更した年月日

平成二十一年四月十九日

四 届出年月日

平成二十一年四月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

株式会社エコプラス

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ会津若松本店 会津若松市町北町大字藤室字道下八十四番地一ほか十

六筆

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮) ケーズデンキ新会津若松本店

(変更後) ケーズデンキ会津若松本店

三 変更した年月日

平成二十一年二月五日

四 届出年月日

平成二十一年四月二十日

五 届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年五月一日から同年九月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ会津若松アピオ店・西松屋会津若松アピオ店 会津若松市町北町大字始字

宮前十四番地一ほか二十筆

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ユニクロ会津アピオ店・(仮称) 西松屋会津アピオ店

(変更後) ユニクロ会津若松アピオ店・西松屋会津若松アピオ店

三 変更した年月日

平成二十一年四月十七日

四 届出年月日

平成二十一年四月二十一日

五 届出をした者

オリックス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から平成二十一年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同

月二十二日認可した。

平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

福島県告示第三百十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、  
公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町一丁目二四四番地一
会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三二八番地八
耶麻西部森林組合	同 市山都町字谷地二二八一番地一
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙二四六〇
会津若松地方森林組合	会津若松市城前二番三号
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六
田島町森林組合	同 郡南会津町田島字行司七六
只見町森林組合	同 郡只見町大字只見字宮前一三九〇
伊南村森林組合	同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇
館岩村森林組合	同 郡同 町松戸原五一
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四
飯館村森林組合	相馬郡飯館村草野字本町八三
双葉地方森林組合	双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地
いわき市森林組合	一 同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇
福島県木材協同組合連合会	いわき市平字正内町一〇七番地三
福島県郡山地区木材製材協同組合	福島市中町五番一八号
	郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇

東白製材協同組合  
相馬木材産業協同組合  
原町木材製材協同組合  
浪江製材協同組合  
福島県勿来地区木材製材協同組合

東白川郡塙町大字台宿字下稻沢三八五番地一  
相馬市光陽一丁目二番地六  
南相馬市原町区旭町二丁目六五  
双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町四四番地一  
いわき市佐糠町碓田一一

三 収納の事務を委託する期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(林業振興課)

福島県告示第三百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のとおり保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南会津郡只見町・南会津町 (以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 保安林予定森林の所在場所  
南会津郡只見町・南会津町 (以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採方法  
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
只見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - (2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔一次の区〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。 (治山対策課)

福島県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道国見 福島線	伊達郡国見町大字小坂 字西町裏六三番一地从 から 同 郡同 町大字小坂 字台一八番三地从先まで	変更前	六・五	一二七・〇
		変更後	一一・二	一二七・〇
			一四・二	
			一五・八	

(道路計画課)

福島県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道国見福島線	伊達郡国見町大字小坂字西町裏六三番一地从先から 同 郡同 町大字小坂字台一八番三地从先まで	平成二十二年五月一日

(道路計画課)

福島県告示第三百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
二俣	岩瀬郡天栄村大字湯本字下二俣	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩下	白河市表郷八幡字岩下	急傾斜地の崩壊	
蛇石2号	同 市蛇石	急傾斜地の崩壊	
栃本	同 市東栃本字新下寺内	急傾斜地の崩壊	
十日市1号	同 市大信隈戸字十日市	急傾斜地の崩壊	
小花沢	東白川郡棚倉町大字下山本字蛭内	土石流	
糸沢	南会津郡只見町大字塩ノ岐字間丸貝	土石流	
長谷堂	相馬市西山字長谷堂	急傾斜地の崩壊	
古磯部2号	同 市磯部字古磯部	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 (砂防課)

(砂防課)

福島県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号) 第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。  
平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
二俣	岩瀬郡天栄村大字湯本字下二俣	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩下	白河市表郷八幡字岩下	急傾斜地の崩壊	
蛇石2号	同 市蛇石	急傾斜地の崩壊	
栃本	同 市東栃本字新下寺内	急傾斜地の崩壊	
十日市1号	同 市大信隈戸字十日市	急傾斜地の崩壊	
小花沢	東白川郡棚倉町大字下山本字蛭内	土石流	
糸沢	南会津郡只見町大字塩ノ岐字間丸貝	土石流	
長谷堂	相馬市西山字長谷堂	急傾斜地の崩壊	
古磯部2号	同 市磯部字古磯部	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(砂防課)

福島県告示第三百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年五月一日  
土砂災害警戒区域

福島県知事 佐藤 雄平

一

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
二俣	岩瀬郡天栄村大字湯本字下二俣	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩下	白河市表郷八幡字岩下	急傾斜地の崩壊	
蛇石2号	同 市蛇石	急傾斜地の崩壊	
栃本	同 市東栃本字新下寺内	急傾斜地の崩壊	
十日市1号	同 市大信隈戸字十日市	急傾斜地の崩壊	
小花沢	東白川郡棚倉町大字下山本字蛭内	土石流	
糸沢	南会津郡只見町大字塩ノ岐字間丸貝	土石流	
長谷堂	相馬市西山字長谷堂	急傾斜地の崩壊	
古磯部2号	同 市磯部字古磯部	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
二俣	岩瀬郡天栄村大字湯本字下二俣	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩下	白河市表郷八幡字岩下	急傾斜地の崩壊	

蛇石2号	同 市蛇石	急傾斜地の崩壊
栃本	同 市東栃本字新下寺内	急傾斜地の崩壊
十日市1号	同 市大信隈戸字十日市	急傾斜地の崩壊
小花沢	東白川郡棚倉町大字下山本字蛭内	土石流
糸沢	南会津郡只見町大字塩ノ岐字間丸貝	土石流
長谷堂	相馬市西山字長谷堂	急傾斜地の崩壊
古磯部2号	同 市磯部字古磯部	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾緑室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(発 防 廳)

公 告

公告第240号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 5 東京ビジネスサービズ株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号  
落札金額  
50,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年2月10日

(施設管理課)

公告第241号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
250,950,000円
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

公告第242号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,830,000円
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

公告第243号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
73,867,500円
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第二百四十四号

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十一年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験期日  
平成二十一年七月二十九日(水)午前九時三十分から正午まで
- 二 試験場所
  - 福島市山居上三番地 学校法人東稜学園福島東稜高等学校
  - 郡山市虎丸町七番七号 郡山市労働福祉会館
  - 白河市和尚壇二番一号 白河市立第二中学校
  - 会津若松市城前一番七号 会津若松市立第二中学校
  - 南相馬市原町区菅浜字栗掛場四十五番地 福島県立浜高等技術専門校
  - の百十二
- 三 受付期間等  
いわき市内郷高坂町四方木田百九十一 いわき市総合保健福祉センター
- 四 受験希望者は、平成二十一年六月一日(月)から同月十二日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。
- 五 受験手数料  
受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。
- 五 その他  
試験の詳細は、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。  
(食品生活衛生課)

公告第二百四十五号

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、平成二十一年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験期日  
平成二十一年七月二十九日(水)午前九時三十分から正午まで
- 二 試験場所
  - 福島市山居上三番地 学校法人東稜学園福島東稜高等学校
  - 郡山市虎丸町七番七号 郡山市労働福祉会館
  - 白河市和尚壇二番一号 白河市立第二中学校
  - 会津若松市城前一番七号 会津若松市立第二中学校
  - 南相馬市原町区菅浜字栗掛場四十五番地 福島県立浜高等技術専門校
  - の百十二
- 三 受付期間等  
いわき市内郷高坂町四方木田百九十一 いわき市総合保健福祉センター

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十一年六月一日(月)から同月十二日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと

四 受験手数料

受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

(食品生活衛生課)

公告第二百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

遠野土地改良区

就任した役員

役員 氏名

理事 平子 不三男

住所

いわき市遠野町入遠野字東山一五一番地

(農村計画課)

公告第二百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

退任した役員

役員 氏名

理事 山田 忠彦

住所

大沼郡会津美里町境野字館ノ前三三九七番地

同 村山 辰榮

同 星 英一

同 谷澤 久孝

同 長峰 喜昭

同 川嶋 一雄

同 郡同

同 郡同

同 郡同

同 郡同

同 郡同

町字高田甲二六六二番地

町上戸原字上戸原四八四番地三

町旭三寄字箕作乙一七番地

町橋丸字田中九四番地

町下堀字中川四九八番地

同 村松 茂

同 目黒善太郎

同 深谷 信也

同 山内 榮一

同 鈴木 義明

同 五十嵐 薫

同 山田 隆義

同 遠藤 淳吉

同 小林 一男

同 二瓶 甚一

同 上野 修一

同 桑原 勝夫

同 渡部 英敏

同 竹内 晔俊

同 千葉 博

同 須藤 久孝

同 佐藤 廣志

就任した役員

役員 氏名

理事 山田 忠彦

同 村山 辰榮

同 星 英一

同 佐藤 幸男

同 長峰 喜昭

同 川嶋 一雄

同 板橋 秀一

同 坂内 俊光

同 小林 誠市

同 山内 榮一

同 笠間 貢

同 五十嵐 薫

同 五十嵐 清彦

同 遠藤 淳吉

同 小林 一男

同 加藤 久義

同 上野 修一

同 福地 義廣

同 渡部 英敏

同 竹内 晔俊

同 町雀林字村東一四五番地一

同 町吉田字村中甲一六八番地

同 会津若松市北会津町十二所一〇五五番地

同 大沼郡会津美里町和田目字和泉新田甲一四六〇番地

同 町小沢字宮ノ内丙三一三番地

同 町米田字沢南甲乙一五四三番地一

同 町境野字山道下三四七三番地一

同 町大字五ノ併字北川原甲一四二番地

同 町大字勝大字宮田二五〇〇番地

同 町大字八日沢字古屋敷甲二一九五番地一

同 町大字津尻字村内一二二二番地

同 町大字船杉字南杉乙四一四番地

同 大沼郡会津美里町字柳台甲二二二九番地一

同 河沼郡会津坂下町大字牛川字中島二五九四番地二

同 大沼郡会津美里町字高田甲二九一六番地

同 会津若松市北会津町和泉四七〇番地

同 河沼郡会津坂下町大字白狐字中原甲一八五番地

住所

大沼郡会津美里町境野字館ノ前三三九七番地

町字高田甲二六六二番地

町上戸原字上戸原四八四番地三

町旭館端字館ノ内甲四二五番地

町橋丸字田中九四番地

町下堀字中川四九八番地

町寺崎字寺崎五〇番地

町吉田字村ノ内丙四二番地

会津若松市北会津町十二所一〇七六番地

大沼郡会津美里町和田目字和泉新田甲一四六〇番地

町立石田字南宅地甲二八番地

町米田字沢南甲乙一五四三番地一

町境野字館ノ前三三四二五番地

町大字五ノ併字北川原甲一四二番地

町大字勝大字宮田二五〇〇番地

町大字大沖字大江二二七七番地

町大字津尻字村内一二二二番地

町大字新館字館ノ内二〇番地

大沼郡会津美里町字柳台甲二二二九番地一

河沼郡会津坂下町大字牛川字中島二五九四番地二

監事 児島 威 大沼郡会津美里町杉屋字芦窪乙三二三番地  
 同 山田 隆義 同 郡同 町境野字山道下三四七三番地一  
 同 二瓶 甚一 河沼郡会津坂下町大字八日沢字古屋敷甲二一九五番地一  
 (農村計画課)

公告第二百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。  
 平成二十一年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区連合の名称  
 会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 歌川 守 大沼郡会津美里町福重岡字八重松甲一〇六七番地

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、  
 公金の徴収の事務を次のとおり委託した。  
 平成二十一年五月一日

福島県立美術館長 酒井哲郎

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社東北装美

2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三

三 徴収の事務を委託する期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(総務課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の

使用について平成二十一年四月二十一日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
 平成二十一年五月一日

福島県収用委員会

会長 渡邊 健壽

一 起業者の名称  
 福島県

二 事業の種類

県道矢吹小野線改築工事(地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」・福島県石川郡玉川村大字吉字五駄刈地内から同郡平田村大字下蓬田字空釜地内まで)並びにこれに伴う県道、町道、村道、農業用道路及び準用河川付替工事  
 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積(平方メートル)		使用しようとする土地の地積(平方メートル)
	登記簿	現況	登記簿	実測	
福島県石川郡平田村大字西山字草場	二七三番	山林	二、三五	二、三五	二二・一九
一	山林	山林	二、一八	二、一八	一一七・七二
三五八番	山林	山林	八	八・一二	
二	三五八番	山林	三九	三九・三	三四・八七

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 草野 ヤチヨ

住所 福島県石川郡玉川村大字中字後作田三三番地の四二一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類  
 なし